

横芝光町農業委員会 11月第8回定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月6日(水) 午後4時～午後4時40分

2. 開催場所 横芝光町役場 第4・5会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
主幹兼農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第5 議案第4号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

日程第6 議案第5号

農地法第5次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和6年11月第8回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶) ありがとうございました。 本日、ご多用のところご臨席いただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。 (佐藤町長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名をいたします。 6番 花澤 成晃委員、11番 伊藤 裕児委員 二名をお願いいたします。 なお、会議書記には事務局の布施主幹を指名しますのでよろしくをお願いします。 日程第2に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定によ

事務局

る許可申請に対する許可否決定についてを上程いたします。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和6年11月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、8件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目は、谷台字東耕地の田1筆、615㎡です。

高齢のため農業ができない譲渡人から、自宅が近い譲受人へ耕作利便のため売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、なす・きゅうりなどの野菜の作付けを予定しています。

2件目は、屋形字宮後の田2筆、827㎡です。

農業をしない譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人が耕作利便のため、贈与により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。

3件目は、屋形字宮後の田1筆、514㎡です。

相続したものの町外に居住し、農業をしていない譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人が耕作利便のため、贈与により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。

4件目は、中台字欠川の田1筆、991㎡です。

相続したものの町外に居住し、農業をしていない譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人が経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。

5件目は、鳥喰下字櫻前の田3筆、鳥喰新田字千代田の田1筆、合計4筆、4,087㎡です。

病気のため農業ができない譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人へ売買により所有権移転をしようとするものです。申請地では、水稻の作付けを予定しています。

6件目は、篠本字峰崎の田1筆、1, 021㎡です。

相続したものの町外に居住し、農業をしていない譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人が耕作利便であり経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。

7件目は、中台字角田向の畑7筆、2, 592㎡です。

高齢で父である譲渡人が、子である譲受人へ畜産業を経営継承するため、贈与により所有権移転をするものです。申請地は牛舎が建っており約80頭飼育しています。

8件目は、目篠字新堀前の田1筆、710㎡です。

高齢のため農業ができない譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人が経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。以上、議案第1号の説明でございます。

議 長

ごくろうさまでした。ただいま議案第1号の朗読並びに説明が終了しましたので案件に入りたいと思います。はじめに1件目の案件については、私の担当地区となりますので説明をいたします。

本件は、隣接する農地を耕作している譲受人が、耕作利便のため売買により所有権移転をするものです。

現地確認したところ、整地もされており、問題ないと思います。

1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長	次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
8 番	8番 伊藤です。隣接地を耕作している譲受人が、耕作利便のため、贈与により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稲の作付けをを予定しています。 現地を確認したところ、適正に管理されており問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。説明が終了しましたので、2件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
8 番	8番 伊藤です。隣接地を耕作している譲受人が、耕作利便のため、贈与により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稲の作付けを予定しております。現地を確認したところ適正に管理されており問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	説明が終了しましたので3件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長	次に、4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
1 番	1 番 小川です。隣接地を耕作している譲受人が、耕作利便のため売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、水稻の作付けを予定しております。現地を確認したところ適正に管理されており、問題は特にはないと思います。よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので4件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 次に、5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
1 2 番	1 2 番 秋葉です。病気のため農業ができない譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人へ売買により所有権移転をしようとするものです。申請地では、水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。説明が終了しましたので5件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、5件目の案件について採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)

	全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 次に、6件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
6 番	6 番 花澤です。隣接地を耕作している譲受人が耕作利便であり経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、水稻の作付を予定しています。現地を確認したところ、適性に管理されており問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。説明が終了しましたので、6件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、6件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 次に、7件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
1 番	1 番 小川です。説明の前に1点確認よろしいでしょうか。 資料の7件目ですが、地積が全部1,012㎡となっていますがこれはどういう事でしょうか
事務局	全部1,012㎡となっていますが、筆ごとに面積が異なります。中台〇〇〇番地が、267㎡、〇〇〇番地〇が、697㎡、〇〇〇番地〇が、1,156㎡、〇〇〇番地〇が、156㎡、〇〇〇番地〇が、37㎡、〇〇〇番地〇が、32㎡、〇〇〇番地〇が247㎡となりますので訂正をお願いします。
議 長	以上のように訂正したうえで説明をお願いします。

1 番	本件は、父から子へ畜産業を経営継承をするため、贈与により所有権移転するものです。現地を確認したところ、牛舎で牛が約80頭飼育されており特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。説明が終了しましたので、7件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、7件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって7件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 資料の方は、今発表どおりの訂正をお願いします。 次に、8件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
7 番	7番 向後です。隣接地を耕作している譲受人が耕作利便のために、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。 現地を確認したところ、耕作されており問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。説明が終了しましたので、8件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、8件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって8件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長	日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。 事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について 農地法第4条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。 令和6年11月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄 今回の4条の許可申請は1件で、宮川字本郷の畑1筆、144㎡です。 転用の目的は、駐車場および申請者宅の門になります。 申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。 申請地は、横芝光町役場から南西へ300mの位置にあります。 この場所は都市計画法上の用途地域に指定されており、「第1種住居地域」に該当します。市街化が進んでいる地域として、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用許可が認められる農地となります。 譲受人は、自宅向かいでアパート経営をしており居住者用の駐車場として、およそ30年ほど前に施工してしまったとのことです。今般、適正な手続きをとらずに施工したために始末書を付して転用許可申請がありました。 駐車台数は6台で、アパート居住者の駐車はこれでまかなえるとのことです。 排水は雨水のみで町道側溝に放流します。 隣接農地所有者は譲受人のみであることから事業内容の説明はありません。 以上が、議案第2号の説明です。
議 長	ありがとうございました。ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終了しました。

	議案第 2 号の案件について、担当委員の説明を求めます。
9 番	9 番 鈴木です。本件は、現地を確認したところ耕作は行われておらず、現況は駐車場と〇〇氏宅の門となっております。 農地法の転用手続きをとらずに施工したことを反省する始末書を付して、今回譲受人から申請が行われていますことから、転用はやむを得ないと思われます。よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。説明が終了しましたので、議案第 2 号の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、議案第 2 号についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって議案第 2 号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
議 長	続いて、日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について 農地法第 5 条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。 令和 6 年 1 1 月 6 日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄 次のページをご覧ください。 今回の 5 条の許可申請は 8 件で、1 件目から 7 件目は内容が同一であり一時転用を伴う賃借権の設定です。 なお、前回の総会で計画変更案件として提案したものと内容は同一ですが、申請地の農地種別が農振農用地ですと一時転用期間が最長 3 年間までしか許可がおりず、今回の申請は 3 年を超える

ことから改めて新規案件として提案させて頂きました。

譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①～⑦は、谷台字東耕地及び牛熊字西耕地の田、合わせて10筆、5,651㎡です。譲受人は圏央道建設を行う事業者で、転用目的は圏央道建設に伴う橋梁架設のためのヤード用地として、すでに令和4年12月2日付けで千葉県知事より許可を受けていますが、工期として令和8年12月31日まで延長を希望しております。これはトータルでみると期間が4年1ヶ月になりますので、先ほど説明しましたとおり最長3年間の一時転用期間を過ぎますので、改めて新規申請扱いとなりました。

当初の計画では令和6年11月30日で工事を完了する予定でしたが、工事予定地内を掘削したところ自然由来の重金属が検出されたことにより、千葉県の調査および土壤汚染防止法に基づく地域指定事務が生じたため、予定までに工事が完了しない見込みとなったことから、今回の一時転用申請となりました。

続いて8件目は、宮川字本郷の畑2筆、409㎡です。

用途は、一般専用住宅で、使用貸借権の設定による転用申請です。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝光町役場から南西へ300mの位置にあります。

この場所は、都市計画法上の用途地域に指定されており、「第1種住居地域」に該当します。市街化が進んでいる地域として、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用許可が認められる農地となります。

譲受人は、譲渡人の娘の夫であり同居して生活しておりましたが、子が成長し手狭になってきたことから、自宅敷地内に新たに一般専用住宅を建築しようとするものです。

住宅建築面積は99㎡を計画しており、一般専用住宅で転用可能な面積の上限内の申請となっています。

土地改良関係については、大利根土地改良区の受益地外です。

雑排水の放流については、合併処理浄化槽で処理後、南側の側溝に流し土地改良区管理の排水路へ放流する計画であり、大利根土地改良区から排水同意を得ています。

	隣接農地所有者は譲渡人のみであることから事業内容の説明はありません。 転用期間は令和6年12月1日から令和7年5月31日までを予定しております。 建設費等は借入金と自己資金により賄う予定であり、金融機関の融資仮承認審査結果書により必要な資金を確保していることを確認しました。 以上が、議案第3号の説明です。
議 長	ありがとうございました。はじめに1件目から7件目までは、再審議になります。前回申請がありましたが、事務局から説明のあったとおり、申請の手続きが期間3年以上経過しているために新規扱いとしての審議となりますので、再度、総会の中で審査をいたします。7件目までは、同一事業のために一括して審議を行いたいと思います。 また、内容につきましては先月と同等の説明のとおり、圏央道工事の遅れによる貸借期間の延長で、前回の総会で変更案件として審議されていますので担当委員の説明は省略いたします。それでは若干変則的ですが、1件目から7件目までの案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目から7件目についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって1件目から7件目については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。 次に、8件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
9 番	9番 鈴木です。本件は、現地を確認したところ耕作は行われておらず、土地改良区の受益エリア外であること、隣接農地所有者は譲渡人しかいないことを考慮すると転用はやむを得ないと思います。よろしくお願いします。

議 長	ありがとうございました。説明が終了しましたので、本案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、本案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議 長	続いて、日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見についてを上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について 農地法第5条による許可後の計画変更承認申請書が提出されたので本会の意見を求める。 令和6年11月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄 次のページをご覧ください。 計画変更は1件で、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。 計画変更地は、姥山字三刀台の畑2筆、2,234㎡です。 譲受人は圏央道建設を行う事業者で、転用目的は圏央道建設に伴う大総新道の迂回路のための仮設道路用地として、すでに令和3年12月28日付けで千葉県知事より許可を受けています。 当初の計画では令和6年12月31日で工事を完了する予定でしたが、迂回路設置に伴う県・町等の関係機関や山武警察との協議により、迂回路の設計および設置計画に見直しが生じ、工事着手に遅れが生じたことにより全体工程に遅延が生じ当初工期までに完了が見込めなくなったことから、計画変更として令和7年3月3

	1 日まで工事期間の延長申請がありました。 変更内容は工事期間の延長のみです。本案件は、小集団の生産性の低い農地と判定したため、農地種別が「第 2 種農地」となり 3 年を超える一時転用期間となっても問題ございません。 説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。議案第 4 号の朗読並びに説明が終わりました。議案第 4 号については、圏央道工事の遅れによる賃借権設定期間の延長であります。そのために担当委員の説明を省略させていただきます。 議案第 4 号についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、議案第 4 号についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって議案第 4 号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
議 長	続いて、日程第 6 議案第 5 号 令和 6 年度第 5 次農用地利用集積計画（案）の承認についてを上程します。 事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号 令和 6 年度第 5 次農用地利用集積計画（案）の承認について 農業経営基盤強化促進法等改正法附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により令和 6 年度第 5 次農用地利用集積計画（案）が提出されたので、本会の議決を求める。 令和 6 年 11 月 6 日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄 次のページをご覧ください。 今回の利用集積は、再設定 2 件、所有権移転 3 件です。

議 長

初めに、再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は資料に記載のとおりです。なお、設定する権利は、賃借権です。

再設定 1 件目は、坂田字境田の田 2 筆、字幸改田の田 2 筆、合計 4 筆、3, 0 3 1 m²、期間は約 6 年間です。

2 件目は、篠本字棧敷の田 2 筆、5 3 2 m²、字新八丁の田 1 筆、7, 9 9 8 m²、字百石新田の田 1 筆、合計 4 筆、1 3, 6 3 8 m²、期間は約 6 年間です。

続いて、所有権移転ですが、所有権を移転する者と、所有権の移転を受けるものは、資料に記載のとおりです。

1 件目は、上原字大立野の田 3 筆、3, 0 2 6 m²。2 件目は、上原字大立野の田 6 筆、1, 5 7 0 m²。3 件目は、上原字大立野の田 1 筆、5 9 m²です。

なお、本計画（案）につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第 5 号の説明とさせていただきます。

ただいま、議案第 5 号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに、再設定 1 件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了して、1 件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって 1 件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、再設定 2 件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了して、2 件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって 2 件目の案件については、原案のとおり決定い

事務局	たしました。 続いて、所有権移転の案件になりますが、1 件目から 3 件目まで所有権を受ける者が同一ですので、一括して審議をいたします 1 件目から 3 件目までの案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、本案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって本案件については、原案のとおり決定いたしました。 以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。 以上をもちまして、令和 6 年 1 1 月第 8 回農業委員会定例総会を閉会します。
-----	--